

人口動態調査事務システム標準化検討会資料（第 2 回）

2023年6月23日

背景と目的

令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」等において地方自治体行政の様々な分野で、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進めることとされたことを受け、**地方公共団体情報システムの標準化に関する法律**（令和3年法律第40号）（以下「標準化法」という。）**が定められたところ**、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において「市町村の戸籍システムについては、既存の標準仕様書と、標準化基準における共通事項との整合性を確保することとし、そのために標準仕様書の見直しが必要な場合には、令和4年（2022年）夏までに行う。」とされ、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）により、**戸籍に関する事務が標準化対象事務**とされた。

また、人口動態調査令（昭和21年9月30日勅令第447号）に基づき実施している人口動態調査における、市区町村で調査票を作成するためのシステムである人口動態調査事務システムについても、実態として多くの市区町村において、戸籍情報システムとパッケージシステムとして開発され、導入されてきている。このため、戸籍情報システムとパッケージシステムとして運用することが可能となるよう、**令和5年3月29日に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和5年政令第78号）により、人口動態調査事務についても標準化対象事務**とされた。

上記の背景を踏まえ、人口動態調査事務に係るシステムや業務プロセスの標準化に関する議論を進め、**標準化法のもとに示された政府方針等との整合性を踏まえ、同法に基づく標準仕様書（素案）を作成することを目的**とする。

標準仕様書作成スケジュール

第1回検討会で説明したスケジュールから、第3回検討会、全国意見照会、第4回検討会（仮）を変更させていただきます。

作業者	5月	6月	7月	8月
検討会	第1回 (5/10) ▼	第2回 (6/23) ▼	第3回 (7/13) ▼	第4回 (仮8/22) ▼
全国意見照会			全国意見照会 7/19~8/8	
標準仕様書作成事業者		標準仕様書 (素案作成)	意見 反映	意見 反映
開発事業者 (5ベンダー)	アンケート 回答			
自治体 (福島県いわき市、千葉県白子町、東京都新宿区、東京都大田区、東京都江戸川区、三重県津市、大阪府大阪市、佐賀県伊万里市、沖縄県今帰仁村)	アンケート 回答			

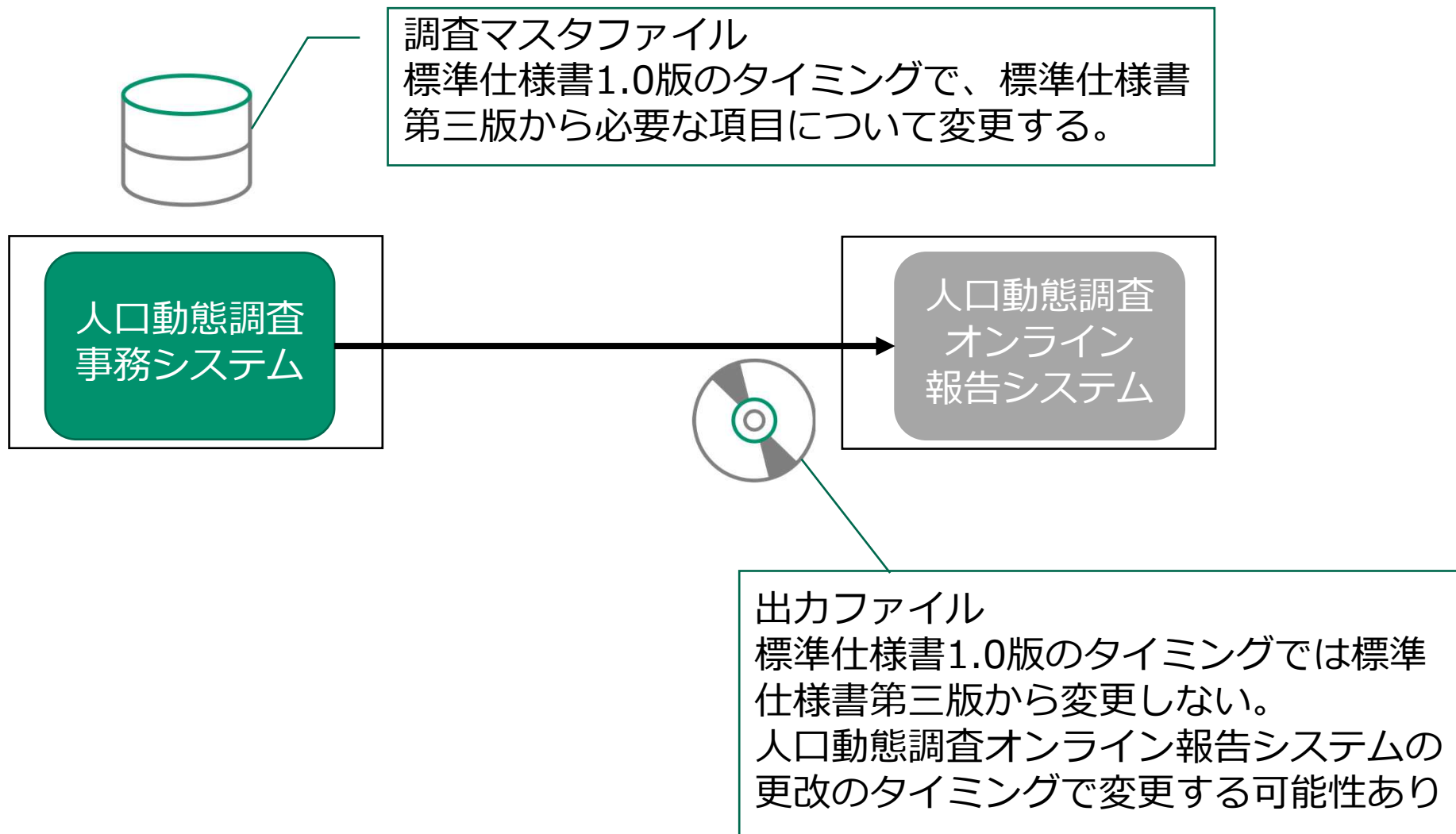
標準仕様書（素案）作成の方針（1/2）

- ① 標準仕様書（素案）の記載内容は、標準化の標準仕様書及び、厚生労働省の国民年金や生活保護など他の標準化業務の記載項目に準拠し、以下の構成としています。

記載項目	記載内容	インプット情報	
		既存資料	アンケート
第1章 本仕様書について	標準仕様書の前提について記載する。		
第2章 業務フロー	業務フローの記載方針について記載する。		
第3章 機能・帳票要件	機能要件、帳票要件の記載方針について記載する。		
第4章 データ要件・連携要件	データ要件、連携要件の記載方針について記載する。		
第5章 非機能要件	非機能要件について記載する。		
第6章 用語	用語集について記載する。		
（別紙1）業務フロー	業務フローの詳細について記載する。	人口動態調査必携	自治体アンケート
（別紙2-1）機能・帳票要件	機能要件、帳票要件について記載する。	人口動態調査事務システム標準仕様書 第三版	開発事業者アンケート
（別紙2-2）管理項目	管理項目の一覧について記載する。		
（別紙3）帳票詳細要件	帳票詳細要件について記載する。		
（別紙4）帳票レイアウト	帳票レイアウトについて記載する。		
（別添）標準仕様書第三版	標準仕様書1.0版が公表された以降は、人口動態調査事務システム標準仕様書第三版の改版は行わないものとする。		

標準仕様書（素案）作成の方針（2/2）

- ② データ管理項目について、調査マスタファイルについては、必要に応じて標準仕様書第三版から変更しますが、人口動態調査オンライン報告システムへの出力ファイルについては、標準仕様書第三版から変更しません。



標準仕様書第三版からの移行方針

標準仕様書第三版からの移行方針は、以下のとおりです。

標準仕様書 第三版		標準仕様書	
項番	記載項目	記載資料	備考
1-1	標準仕様書の適用	－	
1-2	システムのご概念	－	
2-1	凡例	－	
2-2	戸籍情報システムとのインタフェース	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
2-3	ファイル仕様	(別紙 2 - 2) 管理項目	データ要件、連携要件に記載
2-4	出力ファイル仕様	(別紙 2 - 2) 管理項目	データ要件、連携要件に記載
2-5	業務概要	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
2-6-1	会話体系	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
2-6-2	画面仕様	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	画面レイアウトは記載しない
2-6-3	帳票仕様	(別紙 4) 帳票レイアウト	
2-6-4	出力情報利用要領	(別紙 3) 帳票詳細要件	
3-1	制御機能一覧	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
3-2	処理体系	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
3-3	プログラム仕様	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
3-4	チェック仕様	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
3-5	調査票出力仕様	－	
4-1	コードテーブル	－	データ要件に記載
4-2	画面メッセージ	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	

標準仕様書第三版からの移行方針（例）

1. 標準仕様書第三版の内容を、可能限り標準仕様書（素案）に引き継ぎます。
 - ① （別紙2-1）機能・帳票要件においては、標準仕様書第三版との繋がりが分かるように、標準仕様書第三版の掲載箇所を要件の考え方・理由に記載しています。
 - ② 地方公共団体情報システム標準化基本方針の標準仕様書にあわせて、メッセージの内容を定義しない方針です。
ただし、標準仕様書第三版に既に定義されているメッセージについては、備考欄に参考として記述します。

（別紙2-1）機能・帳票要件の例

大項目	中項目	小項目	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
2 調査票	2.1 調査票作成機能	2.1.2 出生票単体チェック機能	出生日時	2.1.9.24	「出生日時」の年号の入力値が以下の範囲であることを確認できること。 ・1 昭和 ・2 平成 ・3 令和 ※1 選択可能な数字でない場合、メッセージを表示すること。 ※2 出生年月日が大正以前である場合、メッセージを表示すること。	実装必須機能	標準仕様書第三版 「3-4チェック仕様」K30091 「4-1コードテーブル」D20039 「4-2画面メッセージ」M90019、M00011	「(参考)この数字は選択することができません。コード表で確認して正しい数字を入力してください。(M90019)」 「(参考)出生年月日が大正以前です。修正するか、誤りでなければ備考欄に項目番号を記載してください。(M00011)」

「出生日時」の年号の入力値について以下の範囲であることを確認できること。 ・1 昭和 ・2 平成 ・3 令和 ※1 選択可能な数字でない場合、メッセージを表示すること。 ※2 出生年月日が大正以前である場合、メッセージを表示すること。	実装必須機能	標準仕様書第三版 「3-4チェック仕様」K30091 「4-1コードテーブル」D20039 「4-2画面メッセージ」M90019、M00011 ①	「(参考)この数字は選択することができません。コード表で確認して正しい数字を入力してください。(M90019)」 「(参考)出生年月日が大正以前です。修正するか、誤りでなければ備考欄に項目番号を記載してください。(M00011)」 ②
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------	---------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

標準仕様書（素案）作成における論点について

No.	カテゴリ	検討内容
1	全体	戸籍届出に関する氏名の振り仮名の対応について
2	全体	人口動態調査事務システムでの文字の整理について
3	新しい機能	EUC機能について
4	新しい機能	報告漏れを防止する機能について
5	新しい機能	記憶媒体の内容確認について
6	機能変更	調査票の印刷について
7	機能変更	民法改正（再婚禁止期間）の対応について
8	機能変更	受理証明書における手書き対応について
9	機能変更	国籍コードのマスタ管理について
10	機能変更	死亡したところのマスタ管理について
11	機能変更	病名情報のマスタ管理について
12	機能変更	日付データの持ち方について
13	機能変更	備考欄の文字数の拡張について

1. 戸籍届出に関する氏名の振り仮名の対応について

現状

- 標準仕様書第三版では、振り仮名は保持していない。
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が成立し、戸籍の氏名に振り仮名が振られることになった。
※戸籍に関する省令は今後示されるため、方針が変わる可能性がある。

方針

- 戸籍届出における氏名の振り仮名の追加に伴い、人口動態調査事務システムのデータ管理項目にも振り仮名を定義する。
- 氏名の振り仮名については、人口動態調査オンライン報告システムには連携しない。

仕様書案

(別紙2-2) 管理項目	
1.1.1.出生票（調査マスタ） 子の氏名の振り仮名	1.4.1.婚姻票（調査マスタ） 夫の氏名の振り仮名 妻の氏名の振り仮名
1.2.1.死亡票（調査マスタ） 氏名の振り仮名	1.5.1.離婚票（調査マスタ） 夫の氏名の振り仮名 妻の氏名の振り仮名
1.3.1.死産票（調査マスタ） 父の氏名の振り仮名 母の氏名の振り仮名	

App) (別紙2-2) 管理項目 (婚姻票 (調査マスタ))

大項目	1. 人口動態調査事務
1. 4. 1. 婚姻票 (内部)	
婚姻票 (内部) 管理項目	連携有無
レコードキー (事象コード)	●
レコードキー (事件簿番号)	
レコードキー (レコードナンバー)	
夫の氏名	●
夫の氏名 (電子媒体出力用氏名)	
夫の氏名の振り仮名	●
夫の生年月日	●
妻の氏名	●
妻の氏名 (電子媒体出力用氏名)	
妻の氏名の振り仮名	●
妻の生年月日	●
夫の住所区分	
都道府県名	●
市、郡、東京都の区	●
町、村、指定都市の区	●
夫の国籍のコード	
夫の国籍の名称	●
妻の国籍のコード	
妻の国籍の名称	●
婚姻後の夫婦の氏	●
同居を始めたとき (年月)	
夫の初再婚区分	●
夫の初再婚区分 (死・離別年月日)	●
妻の初再婚区分	●
妻の初再婚区分 (死・離別年月日)	●
同居前の夫の世帯の主な仕事	
同居前の妻の世帯の主な仕事	
同居前の夫の職業	
同居前の妻の職業	
確認フラグ (項目No.)	
確認フラグ (コメント)	
備考欄	

2. 人口動態調査事務システムの文字整理について

現状

- 人口動態調査事務システムは、多くが戸籍情報システムとのパッケージとなっていることから、使用する文字は、戸籍情報システムで使用する文字体系となっている。
- 人口動態調査オンライン報告システムへのデータ連携では、JIS第一水準、第二水準の範囲に縮退し、縮退できない文字は外字として扱い、人口動態調査外字出現情報一覧表を提出している。

方針

- 「地方公共団体の基幹情報システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の文字要件の文字セット、文字コードに準拠する。
- 他の標準準拠システムと同一のパッケージで構成する場合は、そのシステムの文字要件に準拠する。

仕様書案

(別紙2-1) 機能・帳票要件

機能ID：1.1.3 (実装必須機能)

人口動態調査事務システムの文字要件については、「地方公共団体の基幹情報システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。

※1 戸籍情報システムとのパッケージの場合は、戸籍情報システムで使用する文字体系に準ずる。

※2 戸籍情報システムとのパッケージ又は単独システムに関わらず、人口動態調査オンライン報告システムへの連携時の文字体系はJIS第一水準、第二水準の範囲内とする。

3. EUC機能について

現状

- 人口動態調査事務システム標準仕様書第三版で示されていない。
- アンケートの結果ベンダー独自に実装した帳票がありその帳票の一部は一覧表となっている。
- 「標準仕様書間の横並び調整方針について」において、必須機能となっている。

方針

- 地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書、標準仕様書間の横並び調整方針に倣い、EUC機能を実装する。
- 内部帳票に該当する一覧表などはEUC機能で対応する。
- 調査票データの二次利用については所定の手続きが必要であることをメッセージで出力する。

仕様書案

(別紙2-1) 機能・帳票要件
機能ID：1.4.1 (実装必須機能)
EUC機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。
EUC機能へ連携するデータ項目は「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト(人口動態調査事務システム)」の規定に従うこと。(人口動態調査事務システムとEUC機能を一体のパッケージとして構築する場合には、基本データリストに定義されたデータ項目を利用できることを前提に、基本データリスト外のデータ項目の利用も可能とする。)
なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とし、データの型、桁数等は連携元である他業務の基本データリストの定義に従う必要がある。

機能ID：1.4.2 (実装必須機能)
機能ID：1.4.1において統計業務の二次利用となる場合は、注意喚起のメッセージを出力できること。

App) 標準仕様書間の横並び調整方針

標準仕様書間の横並び調整方針

令和5年3月27日 デジタル庁
(令和4年6月21日作成、令和4年8月10日改定、
令和5年3月27日改定)

1. 本文の構成に関すること

- 標準仕様書のうち、背景や目的等については、地方公共団体情報システム標準化基本方針と重複した記載になっていることから、次のとおり、基本方針を引用する形に置き換えてもよい。

x. x. x はじめに

本標準仕様書は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）第5条第1項に基づく地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年10月）を踏まえ、同法第6条第1項に規定する基準に基づき、作成するものである。

2. 標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関すること

- 標準仕様書のうち、機能要件の標準については、地方自治体からFIT&GAPを効率的に行うために、エクセル形式にしてほしいとの要望が多いため、レイアウトは次のとおりとする。
 - (1) 指定都市、中核市などの団体の種類によって実装区分が異なる設定をしている基幹業務の標準仕様書は、エクセル形式の別添1のとおりとする。
 - (2) (1)以外の基幹業務の標準仕様書は、エクセル形式の別添2のとおりとする。
- なお、機能要件の説明に必要な図表等資料については、機能要件とは別冊で作成することを可とし、ファイル形式は問わない。

3. マイナポータルびったりサービスに関すること

- マイナポータルびったりサービスの利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、すべての基幹業務システムの標準仕

ID パスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。

複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。

※「要件の考え方・理由」等に以下のとおり記載する。

認証に係る機能については、標準準拠システムで実装するか、認証基盤等で実装するかを問わない。

【標準オプション機能】

組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。

操作権限一覧表で操作権限が設定できること。

シングル・サイン・オンが使用できること。

9. EUCに関すること

- EUCについては、各業務システムにおいて共通的に利用できる機能であることから、EUC機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。以下同じ。）を標準仕様書においてEUCを規定している記載については、次のとおり改める。

x. x. x EUC機能

EUC機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。

EUC機能へ連携するデータ項目は「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト（〇〇システム）」の規定に従うこと。（〇〇システムとEUC機能を一体のパッケージとして構築する場合については、基本データリストに定義されたデータ項目を利用できることを前提に、基本データリスト外のデータ項目の利用も可能とする。）

なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とし、データの型、桁数等は連携元である他業務の基本データリストの定義に従う必要がある。

App) 人口動態調査事務における調査票情報等の適正な管理について

「人口動態調査事務における調査票情報等の適正な管理について」の通知が発出されており、二次利用について、申請手続きが必要な旨が示されている。

政統発0727第2号
令和2年7月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策、政策評価担当)
(公印省略)

人口動態調査事務における調査票情報等の適正な管理について (通知)

人口動態調査(以下「本調査」という。)の実施につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
本調査事務における調査票情報等の適正な管理については、平成16年7月20日付け統発第0720001号「人口動態調査事務における調査票等の適正な管理について」に基づき、適正に管理いただいているところですが、この度、別紙の新旧対照表のとおり改正することとしましたので、下記について御了知の上、貴管内の指定都市、保健所及び市区町村に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

記

第一 改正の概要

- 1 統計法施行規則(平成20年総務省令第145号)及び「厚生労働省における調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関する規程」(令和2年厚生労働省訓第3号)を踏まえ、本調査事務に関わる者が講じるべき調査票情報等の管理、管理担当者の指名、漏えい等の対策及び漏えいが生じた場合の対応等に関して規定したこと。
- 2 統計法(平成19年法律第145号)第33条第1項第2号(電子媒体による調査票情報の貸出又は提供)に必要の手続きについて、
- 3 その他所要の改正を行うこと。

第二 適用日

この通知は、令和2年7月27日

8 調査票情報等は人口動態調査事務以外の業務で利用しないこと。

ただし、人口動態調査事務に従事する者が、調査票情報を利用して、人口動態統計で公表している数値以外を用いた①統計の作成、②統計的研究(誤差計算や回帰分析など)及び③統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合には、調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じ、統計法第33条に基づき厚生労働省に申請手続きを行い、許可の範囲内において調査票情報を利用することができる。

8 調査票情報等は人口動態調査事務以外の業務で利用しないこと。

ただし、人口動態調査事務に従事する者が、調査票情報を利用して、人口動態統計で公表している数値以外を用いた①統計の作成、②統計的研究(誤差計算や回帰分析など)及び③統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合には、調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じ、統計法第33条に基づき厚生労働省に申請手続きを行い、許可の範囲内において調査票情報を利用することができる。

9 人口動態調査オンライン報告システム(以下「報告システム」という。)を導入している電子計算機については、『「人口動態調査オンライン報告システム」の利用等について(通知)』における「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」(最終改正:令和2年1月15日政統発0115第1号)により適正に管理すること。

第2 市区町村における管理

- 1 調査票情報等は、管理責任者の定める保管庫又はキャビネット等に施錠して厳重

8 調査票情報の使用に関する特記事項

管理責任者は、統計法第33条に基づく利用申出者に対して二次利用承諾の通知の提示を求め、許可の範囲(申出者が利用者に含まれているか、調査年次、調査票情報の種類、利用期間等)の確認が取れた場合にのみ調査票情報の貸出又は提供し、調査票情報が所定の目的のみに利用され、調査票情報の漏えい等がないように適切に使用し又は使用させること。

8 調査票情報の使用に関する特記事項

管理責任者は、統計法第33条に基づく利用申出者に対して二次利用承諾の通知の提示を求め、許可の範囲(申出者が利用者に含まれているか、調査年次、調査票情報の種類、利用期間等)の確認が取れた場合にのみ調査票情報の貸出又は提供し、調査票情報が所定の目的のみに利用され、調査票情報の漏えい等がないように適切に使用し又は使用させること。

電子媒体による調査票情報の貸出又は提供する場合は、未使用品を使用し、地方公共団体の情報セキュリティポリシーに沿って暗号化又はパスワードの設定を行うこと。
また、上記「2」と同様に管理簿で把握できるようにすること。

渡しをする場合については、できる限り未使用品として未使用品とするに努め、かつ記録された情報を完全に消去すること。
また、地方公共団体の情報セキュリティポリシーに沿って暗号化又はパスワードの設定を行うことによって情報漏えい等の防止を図ること。
また、電子媒体による調査票情報の貸出又は提供する場合は、未使用品を使用し、地方公共団体の情報セキュリティポリシーに沿って暗号化又はパスワードの設定を行うこと。
また、上記「2」と同様に管理簿で把握できるようにすること。

4 報告システムによる送付をすることができない場合には、管理担当者は送付履歴が確認できるよう対策を講ずるとともに、調査票情報等が他の文書と紛れないように工夫すること。

5 事件簿に関する特記事項
保存期間(その年(暦年)の終了から1年間)を経過した事件簿は、速やかに廃棄処分すること。

6 調査の一環(照会業務)で戸籍担当部署等へ調査票情報等を提供する場合、その提供先においても調査票情報等の漏えい等の防止その他の調査票情報等の適切な管理を行わせること。

7 調査票情報等の廃棄・消去に関する特記事項
廃棄処分する紙媒体の調査票情報等がある場合は、溶解等により復元困難な状態にすること。
電子媒体に保存された情報を消去する場合は、電子媒体から完全に復元困難となるよう消去すること。その上で、電子媒体を他の用途に転用又は返却等すること。また、電子媒体を廃棄する場合は、媒体の粉砕等を施した上で廃棄すること。

4. 報告漏れを防止する機能について

現状

- 標準仕様書第三版では、報告漏れ防止のチェック機能は未実装である。
- 平成31年3月に「人口動態調査における都道府県からの報告漏れについて」が公表された。
- 報告漏れの主な原因は、市区町村受付後に法務局への照会等で保留としていた届出に関する調査票の作成漏れや、外国で行われた届出に関する調査票の作成漏れである。

方針

- 報告漏れを防止するため、調査票の出力のタイミングで、注意喚起のメッセージ出力を実装する。
- チェック方法については、ベンダー任意とする。（例：該当がある時に確認メッセージを出力する、該当の有無にかかわらず、毎回確認メッセージを出力する等）

仕様書案

(別紙2-1) 機能・帳票要件
機能ID：2.4.6（実装必須機能）
機能ID：2.4.1.において、報告漏れを防止する為に注意喚起などのメッセージを出力する機能を実装すること。

(参考)
機能ID：2.4.1は、調査票の電子媒体出力

5. 記憶媒体の内容確認について

現状

- 調査票の提出は、人口動態調査オンライン報告システムを使用する方法と記憶媒体で保健所に提出する二通りの方法がある。
- 記憶媒体の中身を確認する機能は、標準仕様書第三版には記載が無い。
- 記憶媒体の中身を確認できる機能を提供しているベンダーがある（2社）。

方針

- 調査票の提出前に記憶媒体の中身の確認ができる機能を実装する。
- 調査票の再提出等、記憶媒体が返却されたときに中身の確認ができる機能を実装する。

仕様書案

（別紙2-1）機能・帳票要件
機能ID：2.4.3（標準オプション機能）
任意のタイミングで記憶媒体の中身を画面上で確認できること。

6. 調査票の印刷について

現状

- 通常、調査票は媒体、人口動態調査オンライン報告システムにより保健所に提出しているが、訂正報告等の場合に、紙で提出しているケースが多い。
- 厚生労働省が提供する紙調査票にデータの項目だけを印字している。
- 現在、厚生労働省ではOCR処理はしておらず、手入力によるパンチ処理でテキストデータ化している。

方針

- 厚生労働省からの紙調査票の配付を廃止する。
- 調査票印刷は、白紙に調査票の枠の印刷とデータを印字できる機能を実装する。
- 手書き対応用として、白紙に調査票の枠のみの印刷を実装する。
- 各調査票の様式は、人口動態調査令施行細則の様式に準ずる。

仕様書案

(別紙2-1) 機能・帳票要件

機能ID：2.4.4 (実装必須機能)

調査票の紙媒体出力ができること。

※1 一括出力(前回出力以降に作成された調査票を出力)と個票出力(指定した事件簿番号の調査票を出力)の両方が可能

※2 該当するレコードが存在する限り出力すること

※3 紙媒体での出力の場合、外字も印字されるため、外字出現情報一覧の出力は不要

※4 調査票の枠の印刷とデータの印字ができること、また、手書き用に、枠のみの印刷ができること。

(別紙3) 帳票詳細要件

人口動態調査出生票

人口動態調査死亡票

人口動態調査死産票

人口動態調査婚姻票

人口動態調査離婚票

(別紙4) 帳票レイアウト

人口動態調査出生票

人口動態調査死亡票

人口動態調査死産票

人口動態調査婚姻票

人口動態調査離婚票

App) (別紙3) 帳票詳細要件 (人口動態調査出生票)

帳票詳細要件 (1. 調査票)

業務	1. 調査票	帳票名称			1.1. 人口動態調査出生票
連番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
1	市区町村受付年月日	●			和暦表記 (年月日)
2	市区町村符号及び保健所符号	●			市区町村・保健所符号を印字
3	事件簿番号	●			1月1日～12月31日の1年間における各届書毎の一連番号
4	子の氏名	●			姓十全角スペース十名
5	父母との続き柄	●			「嫡出子」、「嫡出でない子」のうち該当する欄に「/」を印字
6	男女別	●			「男」、「女」のうち該当する欄に「/」を印字
7	生まれたとき	●			年月日は「和暦表記 (年月日)」とする。 時刻は「午前」、「午後」のうち該当する欄に「/」を印字し、時間を印字。
8	生まれたところ	●			「日本」、「日本外」のうち該当する欄に「/」を印字
9	子の住所	●			生まれたところで日本が選択されている場合、「届出地と同じ市区町村」、「届出地以外の市区町村」のうち該当する欄に「/」を印字。 生まれたところで日本外が選択されている場合、「外国」に「/」を印字。 住所が外国の場合は「都道府県」欄等の区切りを無視してもよい。また、国名、州名又は都市名のみでよい。
10	都道府県名	●			
11	市、郡、特別区名	●			
12	町、村、指定都市の区又は総合区名	●			
13	指定都市の町、字、丁目、番地、番号、アパート、マンション、様方	●			
14	市区町村符号	●			市区町村符号を印字
15	保健所符号	●			保健所符号を印字
16	父の氏名	●			姓十全角スペース十名
17	父の生年月日	●			和暦表記 (年月日)
18	母の氏名	●			姓十全角スペース十名
19	母の生年月日	●			和暦表記 (年月日)
20	父の国籍	●			「日本」、「韓国朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「米国」、「英国」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他の国」、「不詳」のうち該当する欄に「/」を印字
21	母の国籍	●			「日本」、「韓国朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「米国」、「英国」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他の国」、「不詳」のうち該当する欄に「/」を印字
22	同居を始めたとき	●			和暦表記 (年月)
23	子が生まれたときの世帯の主な仕事	●			「農家」、「自営」、「勤Ⅰ」、「勤Ⅱ」、「その他」、「無職」のうち該当する欄に「/」を印字
24	子が生まれたときの父の職業	●			
25	子が生まれたときの母の職業	●			
26	子が生まれたところ及びその種別	●			「病院」、「診療所」、「助産所」、「自宅」、「その他」のうち該当する欄に「/」を印字
27	施設の名称	●			
28	体重	●			不詳の場合は「不詳」に「/」を印字
29	身長	●			不詳の場合は「不詳」に「/」を印字
30	単胎・多胎の別	●			「単胎」、「多胎」のうち該当する欄に「/」を印字。 多胎の場合、第何子かを印字。
31	妊娠週数	●			
32	母の出産した子の数	●			出生子、妊娠満22週以後の死産児についてそれぞれ印字
33	出生に立ち会った者	●			「医師」、「助産師」、「その他」のうち該当する欄に「/」を印字
34	他の子の事件簿番号	●			双子以上の場合のみ印字
35	確認欄	●			確認を要する項目がある場合、該当する項目番号を印字
36	備考欄	●			

7. 民法改正（再婚禁止期間）の対応について

現状

- 人口動態調査事務システムでは、再婚禁止期間の審査が行われている。
- 民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）が成立し、再婚禁止期間が廃止になり令和6年4月1日から施行される。

方針

- 再婚禁止期間の審査は設けない。（（参考）標準仕様書第三版「3-4チェック仕様」L30124）

仕様書案

標準仕様書1.0版に、再婚禁止期間の審査は、実装しない。

App) 標準仕様書第三版 (再婚禁止期間の審査)

データチェック [遵守]		作業名	作成者		作成年月日	改版年月日	版
		審査(婚姻届)	厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室		2001. 03. 01	2021. 12. 31	3
姓 理 名		画 面 名	画 面 I D	登録番号			
関 連 チェック		入 力 (人口動態項目・全項目)・修正	B1, 1-4	L30004			
コード	内 容		NG 時 の 出 力 メ ッ セ ー ジ		備 考		
L30014	(K30054) 市区町村受付年月日と (K30084) 夫の生年月から計算した夫の年齢は18歳以上であること。		M00219: 夫の年齢が18歳未満になっています。修正するか、誤りでなければ確認欄に項目番号を記載してください。 [復帰:PF9/確認欄記載:PF2]		修正 確認キー操作		
L30024	(K30054) 受付年月日が2022年3月31日以前のとき、 (K30054) 市区町村受付年月日と (K30104) 妻の生年月から計算した妻の年齢は16歳以上であること。		M00229: 妻の年齢が16歳未満になっています。修正するか、誤りでなければ確認欄に項目番号を記載してください。 [復帰:PF9/確認欄記載:PF2]		修正 確認キー操作		
L30034	(K30084) 夫の生年月と (K30184) 同居を始めたときから計算した夫の年齢は15歳以上であること。		M00239: 同居を始めたときの夫の年齢が15歳未満です。修正するか、誤りでなければ確認欄に項目番号を記載してください。 [復帰:PF9/確認欄記載:PF2]		修正 確認キー操作		
L30124	(K30214) 妻の初婚・再婚の別=2 (離別) または3 (死別) で、(K30054) 市区町村受付年月日と (K30224) 妻の死・離別年月の日もしくは年月の初日から計算した日数が101日以上であること。						
	(K30104) 妻の生年月と (K30224) 妻の死・離別年月から計算した妻の年齢は16歳以上であること。				ください。 [復帰:PF9]		
L30074	(K30184) 同居を始めたときと (K30204) 夫の死・離別年月		M00084: 妻が前の婚姻関係を解消してから100日が経過していません。修正するか、誤りでなければ確認欄に項目番号を記載してください。 [復帰:PF9/確認欄記載:PF2]		修正 確認キー操作		
L30084	(K30194, K30214) 初婚・再婚の別=1 (初婚) のとき、 (K30204, K30224) 死・離別年月はスペースであること。						
L30094	(K30194, K30214) 初婚・再婚の別=2 (離別) または3 (死別) で、 (K30204, K30224) 死・離別年月はスペースでないこと。		正するか、誤りでなければ備考欄にその旨記載してください。 [復帰:PF9/備考欄記載:PF4]		備考欄キー操作		
L30104	(K30204, K30224) 死・離別年月に記載があるとき、 (K30194, K30214) 初婚・再婚の別=2 (離別) または3 (死別) であること。		M00064: 婚姻解消年月に記載があるときは、初婚ではありません。修正してください。 [復帰:PF9]		修正		
L30114	(K30204) 夫の死・離別年月と (K30224) 妻の死・離別年月が同一でないこと。		M00074: 夫妻の婚姻解消年月が同一です。修正するか、誤りでなければ確認欄に項目番号を記載してください。 [復帰:PF9/確認欄記載:PF2]		修正 確認キー操作		
L30124	(K30214) 妻の初婚・再婚の別=2 (離別) または3 (死別) で、(K30054) 市区町村受付年月日と (K30224) 妻の死・離別年月の日もしくは年月の初日から計算した日数が101日以上であること。		M00084: 妻が前の婚姻関係を解消してから100日が経過していません。修正するか、誤りでなければ確認欄に項目番号を記載してください。 [復帰:PF9/確認欄記載:PF2]		修正 確認キー操作		

8. 受理証明書における手書き対応について

現状

- 標準仕様書第三版では、受理証明書の「届出人の戸籍（国籍）」、「届出人の氏名」、「届出事項の要旨」は手書き対応としている。
- 「届出人の戸籍（国籍）」、「届出人の氏名」、「届出事項の要旨」について、システム入力して帳票を出力できる機能を提供しているベンダーも存在している。

方針

- 「届出人の戸籍（国籍）」、「届出人の氏名」、「届出事項の要旨」について、システム入力（内容を）できる機能を標準オプションとして定義する。

仕様書案

（別紙2-1）機能・帳票要件
機能ID：5.1.1（標準オプション機能）
以下の項目をシステム入力して印字ができること。

- 届出人の戸籍（国籍）の表示
- 届出人の氏名
- 届出の要旨

9. 国籍コードのマスタ管理について (1/2)

現状

- 国籍コードは、1：日本、2：韓国・朝鮮、3：中国、4：フィリピン、5：タイ、6：米国、7：英国、8：ブラジル、9：ペルー、10：その他の国、11：不詳。
- 戸籍情報システムからのデータ連携において1～9の国は各コードに変換し、1～9以外の国は10：その他の国に変換する。

方針

- 国籍コード（国名）は、マスタ管理とし、追加、変更、削除機能を実装する。
- 戸籍情報システムから、国籍の名称を連携する機能を実装する。
- 国籍の名称と国籍のマスタを突合し、国籍コードを設定する機能を実装する。
- 将来的に国籍が追加となった場合、国籍コードのマスタへ国籍を追加することで対応可能とする。

仕様書案

（別紙2-1）機能・帳票要件
機能ID：1.1.1（実装必須機能）
調査票（出生、死亡、婚姻、離婚票）作成時、届書の処分決定または決裁時に戸籍情報システムから届書情報を取得できること。

- ※1 共通基盤等との連携を含む
- ※2 データの参照、取り込みは問わず、人口動態調査事務システムで利用できること
- ※3 連携頻度は随時
- ※4 死産票はレコード上、一切戸籍情報システムとインタフェースを持たない
- ※5 戸籍情報システムから引き渡されるレコードのフォーマットが変更になる場合は必要な措置を講じること
- ※6 国籍の名称と国籍コードのマスタを突合し、国籍のコードを設定すること

機能ID：1.2.11（実装必須機能）
国籍について、マスタ管理できること。

9. 国籍コードのマスタ管理について (2/2)

現状

- 国籍コードは、1：日本、2：韓国・朝鮮、3：中国、4：フィリピン、5：タイ、6：米国、7：英国、8：ブラジル、9：ペルー、10：その他の国、11：不詳。
- 戸籍情報システムからのデータ連携において1～9の国は各コードに変換し、1～9以外の国は10：その他の国に変換する。

方針

- 国籍コード（国名）は、マスタ管理とし、追加、変更、削除機能を実装する。
- 戸籍情報システムから、国籍の名称を連携する機能を実装する。
- 国籍の名称と国籍のマスタを突合し、国籍コードを設定する機能を実装する。
- 将来的に国籍が追加となった場合、国籍コードのマスタへ国籍を追加することで対応可能とする。

仕様書案

(別紙2-2) 管理項目

1.1.1.出生票（調査マスタ）

父の国籍のコード
父の国籍の名称
母の国籍のコード
母の国籍の名称

1.3.1.死産票（調査マスタ）

父の国籍のコード
父の国籍の名称
母の国籍のコード
母の国籍の名称

1.5.1.離婚票（調査マスタ）

夫の国籍のコード
夫の国籍の名称
妻の国籍のコード
妻の国籍の名称

1.2.1.死亡票（調査マスタ）

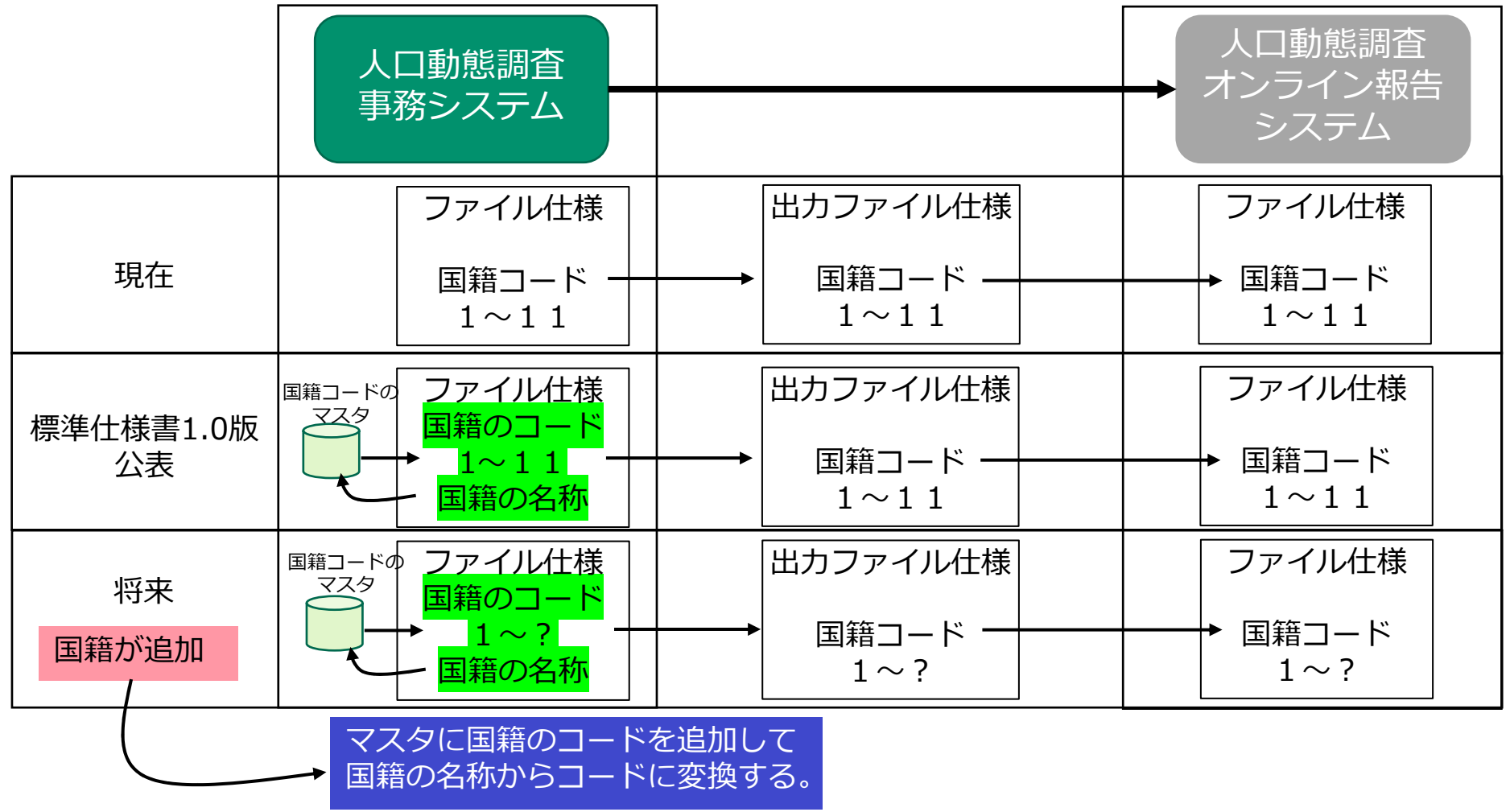
死亡した人の国籍のコード
死亡した人の国籍の名称

1.4.1.婚姻票（調査マスタ）

夫の国籍のコード
夫の国籍の名称
妻の国籍のコード
妻の国籍の名称

APP) 標準仕様書 (素案) 作成の方針 (1/2)

戸籍情報システムから、国籍の名称を連携し、国籍コードのマスタと突合して国籍コードに変換する。国籍の名称を保持することで、国籍コード (国名) が追加となった場合においても、国籍コードのマスタ追加のみで対応を可能とする。



APP) 標準仕様書 (素案) 作成の方針 (2/2)

大項目 1. 人口動態調査事務	
1.4.1. 婚姻票 (内部)	
婚姻票 (内部) 管理項目	連携有無
レコードキー (事象コード)	●
レコードキー (事件簿番号)	
レコードキー (レコードナンバー)	
夫の氏名	●
夫の氏名 (電子媒体出力用氏名)	
夫の氏名の振り仮名	●
夫の生年月日	●
妻の氏名	●
妻の氏名 (電子媒体出力用氏名)	
妻の氏名の振り仮名	●
妻の生年月日	●
夫の住所区分	
都道府県名	●
市、郡、東京都の区	●
町、村、指定都市の区	●
夫の国籍のコード	
夫の国籍の名称	●
妻の国籍のコード	
妻の国籍の名称	●
婚姻後の夫婦の氏	●
同居を始めたとき (年月)	
夫の初再婚区分	●
夫の初再婚区分 (死・離別年月日)	●
妻の初再婚区分	●
妻の初再婚区分 (死・離別年月日)	●
同居前の夫の世帯の主な仕事	
同居前の妻の世帯の主な仕事	
同居前の夫の職業	
同居前の妻の職業	
確認フラグ (項目No.)	
確認フラグ (コメント)	
備考欄	

10. 死亡したところのマスタ管理について

現状

- 介護保険法(平成30年4月1日施行)により、3：老健施設を3：介護医療院・介護老人保健施設に変更している。介護医療院と介護老人保健施設は別コードとすべきであるが、人口動態調査票は死亡診断書の内容を移記する運用としているため、一つのコードとした背景がある。
- 調査票入力において、「施設の名称」欄に死亡診断書の施設の名称を移記することとなっており、施設の名称から振分けを行っている。

方針

- 死亡したところの追加を見据えた対応を実装する。
- 死亡したところはマスタ管理とし、追加、変更、削除機能を実装する。

仕様書案

(別紙2-1) 機能・帳票要件
機能ID：1.2.6 (実装必須機能)
死亡したところについて、マスタで管理できること。

1 1 . 病名情報のマスタ管理について

現状

- 病名情報をマスタ登録する機能は、標準仕様書第三版には示されていない。
- 病名情報をマスタ登録して、調査票の入力時に参照できる機能は、5ベンダー全てが提供してる。
- 病名情報の登録は自治体独自に設定してる。
- 調査票作成では、病名は死亡診断書から移記することとされている。

方針

- 病名情報はマスタ管理とし、追加、変更、削除機能を実装する。
- マスタ情報として使用できる病名情報を保持していないため、厚生労働省からは提供しない。

仕様書案

(別紙2-1) 機能・帳票要件
機能ID : 1.2.14 (実装必須機能)
病名情報について、マスタで管理できること。

App) アンケート結果（病名のマスタ登録機能）

人口動態調査事務システムの現状調査のアンケート結果

No.	マスタ登録機能	機能あり	機能なし
1	病名を事前登録し、入力時に選 択できる機能	5	0

指摘事項管理表の質問内容と回答（1社）

No.	質問内容	回答
1	<p>現在、ベンダ個別で収集されていると思われる病院情報（医師名含む）、病名情報は提供される予定はありますでしょうか。</p> <p>病院情報（医師名含む）は市区町村独自の要素もあるかと思いますが、病名は全国共通であると思われるため、提供いただくことを要望します。</p>	<p>病院情報は、病名情報を提供する予定はありません。</p> <p>（病院情報） マスタ情報として使用できる病院情報を保持していないため、提供はできません。</p> <p>（病名情報） マスタ情報として使用できる病名情報を保持していないため、提供はできません。</p> <p>※参考 調査票には死亡診断書に記載される病名を移記することになっています。</p>

12. 日付データの持ち方について

現状

- 標準仕様書第三版では、人口動態調査オンライン報告システムへの連携データに年月までしかない項目がある。
- 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に日付データは、年月日を保持するように明記されている。

方針

- 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に倣い、日付データは年月日を保有するように実装する。
- 原則として、年月日までの情報を保有できるように実装する。
- 人口動態調査オンライン報告システムに送るときには、現状の通りの年月までのデータで連携する。

仕様書案

(別紙2-2) 管理項目
婚姻票：死別・離別の年月日

離婚票：調停・審判・和解・請求の認諾または判決の年月日

App) 標準仕様書第三版（婚姻票のファイル仕様書）

- ✓ 婚姻届には死別、離別は年月日までであるが、婚姻票には年月までしかない。
→年月日まで保持する仕様とする。
- ✓ 同居を始めたときは、婚姻届においても年月までしかない。
→年月日まで保持する仕様とする（今まで通り）。

ファイル仕様書 [参考]		作成年月日 2001.03.01	改版年月日 2021.12.31	版 3	登録番号：I11004 作成者：厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室	
ファイル名称：調査マスタ（婚姻）		レコード長：949		ファイル編成：		
物理ファイル名：DTMST-FL		ブロック長：		レコード名：		
No.	レベル	項目名	桁	桁数	コード	備考
25	03	年	9	4		
26	03	月	9	2		
27	02	夫の初再婚区分	9	1	○	● 1:初婚、2:死別、3:離別
28	03	死・離別年	9	4		● DISP:和暦
29	03	月	9	2		●
30	02	妻の初再婚区分	9	1	○	● 1:初婚、2:死別、3:離別
31	03	死・離別年	9	4		● DISP:和暦
32	03	月	9	2		●
33	02	同居前の夫の世帯の主な仕事	9	1	○	● 1:農家、2:自営、3:勤Ⅰ、4:勤Ⅱ、5:その他、6:無職
34	02	同居前の妻の世帯の主な仕事	9	1	○	●
35	02	同居前の夫の職業	9	2	○	●
36	02	同居前の妻の職業	9	2	○	●
37	02	確認フラグ				10回繰り返し
38	03	項目No	K	1		
39	03	コメント	K	11		
40	02	備考欄記述1	K	36		
41	02	備考欄記述2	K	36		
42	02	備考欄記述3	K	36		
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						

注：●は「戸籍情報システム」から引き渡されるデータである。

大項目	1.人口動態調査事務	
1.4.1.婚姻票（内部）		
婚姻票（内部）	管理項目	連携有無
レコードキー（事象コード）		●
レコードキー（事件簿番号）		
レコードキー（レコードナンバー）		
夫の氏名		●
夫の氏名（電子媒体出力用氏名）		
夫の氏名の振り仮名		●
夫の生年月日		●
妻の氏名		●
妻の氏名（電子媒体出力用氏名）		
妻の氏名の振り仮名		●
妻の生年月日		●
夫の住所区分		
都道府県名		●
市、郡、東京都の区		●
町、村、指定都市の区		●
夫の国籍のコード		
夫の国籍の名称		●
妻の国籍のコード		
妻の国籍の名称		●
婚姻後の夫婦の氏		●
同居を始めたとき（年月）		
夫の初再婚区分		●
夫の初再婚区分（死・離別年月日）		●
妻の初再婚区分		●
妻の初再婚区分（死・離別年月日）		●
同居前の夫の世帯の主な仕事		
同居前の妻の世帯の主な仕事		
同居前の夫の職業		
同居前の妻の職業		
確認フラグ（項目No.）		
確認フラグ（コメント）		
備考欄		

13. 備考欄の文字数の拡張について

現状

- 調査票の備考欄の文字数は、出生票（66文字）、死亡票（108文字）、死産票（108文字）、婚姻票（108文字）、離婚票（108文字）となっている。
- 人口動態調査オンライン報告システムの備考欄は、512文字となっている。
- 人口動態調査事務システムの備考欄の文字数と人口動態調査オンライン報告システムの備考欄の文字数に違いがある。

方針

- 各調査票の備考欄の文字数を人口動態調査オンライン報告システムの備考欄の文字数に合わせる。

仕様書案

地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（地方公共団体基幹業務システム_基本データリスト）に記載する。

- 出生票の備考欄（512文字）
- 死亡票の備考欄（512文字）
- 死産票の備考欄（512文字）
- 婚姻票の備考欄（512文字）
- 離婚票の備考欄（512文字）

App) 標準仕様書第三版 (出生票のファイル仕様書)

ファイル仕様 (調査マスタ (出生))

ファイル仕様書 [参考]		作成年月日	改成年月日	版	登録番号 : I11001	
		2001.03.01	2021.12.31	3	作成者 : 厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室	
ファイル名称 : 調査マスタ (出生)		レコード長 : 1236		ファイル編成 :		
物理ファイル名 : DTMST-FL		ブロック長 :		レコード名 :		
No.	ベル	項目名	タイプ	桁数	コード	備考
49	03	多胎の種類	9	1		
50	03	多胎の場合の出産順位	9	1		
51	02	妊娠期間				
52	03	週数	9	2		
53	03	日数	9	1		
54	02	母の出産した子の数 (出生子)	9	2		
55	02	母の出産した子の数 (死産児)	9	2		
56	02	出生に立ち会った者	9	1	○	1:医師、2:助産師、3:その他
57	02	多胎児の場合の他の了の事件簿				8回繰り返し
58	03	出生・死産の別	9	1	○	1:出生、2:死産
59	03	事件簿番号	9	4		
60	02	確認フラグ				10回繰り返し
61	03	項目No.	K	1		
62	03	コメント	K	11		
63	02	備考欄記述1	K	22		
64	02	備考欄記述2	K	22		
65	02	備考欄記述3	K	22		
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						

出生票の備考欄の文字数
 備考欄記載 1 : 22文字
 備考欄記載 2 : 22文字
 備考欄記載 3 : 22文字

合計 : 66文字

注 : ●は「戸籍情報」

出力ファイル仕様 (電子媒体出力ファイル (備考))

ファイル仕様書 [遵守]		作成年月日	改成年月日	版	登録番号 : I37009	
		2001.03.01	2021.12.31	3	作成者 : 厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室	
ファイル名称 : 電子媒体出力ファイル (備考)		レコード長 : 可変長		ファイル編成 :		
物理ファイル名 :		ブロック長 :		レコード名 :		
No.	ベル	項目名	タイプ	桁数	固定値	備考
01	02	調査票ファイル区分	9	1	2	
02	02	外字出現フラグ	9	1		0 : なし、1 : あり
03	02	市区町村符号及び保健所符号				
04	03	都道府県コード	9	2		固定値 (自動付与)
05	03	市区町村コード	9	3		固定値 (自動付与)
06	03	支所・出張所コード	X	1		固定値 (自動付与)
07	03	保健所コード	9	2		固定値 (自動付与)
08	02	事象コード	9	2		01 : 出生票、02 : 死亡票、03 : 死産票、04 : 婚姻票、05 : 離婚票
09	02	事件簿番号	9	4		
10	02	市区町村受付年月日				
11	03	年	9	4		西暦
12	03	月	9	2		
13	03	日	9	2		
14	02	入力モード	9	1		1 : 新規、2 : 訂正、3 : 削除、4 : 追加
15	02	項目番号	9	2		スペース
16	02	備考記述	K	X		可変長 (最大512文字)
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						

出力ファイルの備考欄の文字数 : 512文字